

- 平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第七回特別給付金国庫債券
　　の様式の要項を定める件(同三三二)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第九回特別給付金国庫債券
　　の様式の要項を定める件(同三三三)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第十四回特別給付金国庫債
　　券の様式の要項を定める件

(同三三四)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第十六回特別給付金国庫債
　　券の様式の要項を定める件

(同三三五)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第十七回特別給付金国庫債
　　券の様式の要項を定める件

(同三三六)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第十九回特別給付金国庫債
　　券の様式の要項を定める件

(同三三七)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第十九回特別給付金国庫債
　　券の様式の要項を定める件

(同三三八)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第二十一回特別給付金国庫
　　債券の様式の要項を定める件

(同三三九)

○平成十九年十月一日以後の日を発行
　　日とする第八回特別弔慰金国庫債券の特別買
　　上償還に関する要領を定める件の一
　　部を改正する件(同三四〇)

○第一二十二回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件の一部を改正する件（同三四一）

○第一二十三回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件の一部を改正する件（同三四二）

○各都道府県共同募金会が平成十九年十月一日から同年十二月三十日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同三四三）

○外国為替令第二十五条第一項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（同三四四）

○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七条第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（同三四五）

○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業產品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業產品等及び月を告示する件

（同三四六）

○公職選挙法第九十三条の規定による國債の買入消却に関する件

（同三四七）

○國債証券買入銷却法第一条の規定による國債の買入消却に関する件

（同三四八、三四九）

○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共に同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件

(同三五〇)

○生物由来原料基準の一部を改正する件 (厚生労働三一〇)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件

(同三一一)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 (同三一二)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

(同三一三)

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同三一四)

○薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件 (同三一五)

○日本薬局方の一部を改正する件

○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三一七）

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同三一八）

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
(同三一九)

○漁港の指定等の一部を改正する件
(同三二〇)

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件
(同三二一)

○農林水産一一六九

○独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第一号の農林水産大臣が指定する有価証券を指定する件の一部を改正する件（同一一七〇）

○商品取引所法施行令第十四条第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する者を指定する件
(農林水産・経済産業)一)

